

内閣参質二一三第二三〇号

令和六年七月二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出犯罪被害者等の経済的被害回復の現状及び現行の損害賠償命令制度に関する政府の評価等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員牧山ひろえ君提出犯罪被害者等の経済的被害回復の現状及び現行の損害賠償命令制度に関する政府の評価等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

損害賠償命令制度の在り方については、不断の検討を行っているところであるが、現時点において、同制度は、犯罪被害者等による損害賠償請求に係る紛争を刑事手続の成果を利用して簡易迅速に解決するためのものとして適切なものであり、その機能を十分に果たしていると考えている。

三について

損害賠償命令制度に関する統計については最高裁判所において公表されているところ、御指摘の「損害賠償命令制度の運用実績の統計的、全体的な調査にも今後取り組む」ことについては、その意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。